

県警だより

2024
冬号

シンボル
マスコット
「シーボック」



発行者 千葉県警察本部総務部広報県民課 〒260-8668 千葉市中央区長洲1丁目9番1号 ☎043-201-0110

年末年始特別警戒取締り

12月10日(火)~1月3日(金)

県警では、年末年始の犯罪や事故を防ぐために「年末年始特別警戒取締り」を実施します。

この間、パトロールや交通取締りなどを強化しますが、皆様も犯罪の被害に遭わないよう注意して、楽しい年末年始を過ごしましょう。



自動車盗難 多発中!!

県内の10月末の自動車盗難認知件数は626件と、全国最多となった令和5年よりも増加傾向にあります。特に、**ランドクルーザー・アルファード**の盗難が多発しています。

複数の防犯対策で、愛車を守りましょう!

《愛車を守る! 盗難対策》

- 駐車場に防犯カメラやセンサーライトを設置する。
- 車を離れる時はドアロックをする。
- 盗難防止機器を活用する。
- 鍵を電波遮断ポーチに入れる。
- 車を左側の壁に寄せて駐車する。
※車の左前部に専用端末を接続して車を盗む手口を防ぐため。



県警HP
「自動車の防犯対策」



空き巣に注意!

年末年始は、帰省や旅行などで家を空けることが多くなります。空き巣の被害に遭わないよう、しっかり対策しましょう。



《空き巣対策》

- 長期間留守にする場合は、新聞を止め、郵便は不在届を出す。
- 窓に防犯フィルムや補助錠を取り付ける。
- 防犯カメラ、防犯アラーム、センサーライト等を設置する。
- 家の周囲や敷地内に侵入の足場になる物や脚立を放置しない。
- 庭に防犯砂利を敷いたり、庭木を剪定して見通しを良くする。

「特定金属類」に関する条例が施行されます

近年、千葉県では、太陽光発電設備の電線や道路に設置されたグレーチング、マンホールの蓋などの金属製の物品の盗難が急増・多発しており、被害に遭った盗難品が金属類取扱業者に売却されている実態があります。

盗難品等の流通防止と速やかな発見のため、特定金属類取扱業に関する業務に必要な規制を行い、窃盗などの犯罪防止と被害を迅速に回復することを目的とする「千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例」が、令和7年1月1日から施行されます。

規制対象となる特定金属類の売買等には**公安委員会の許可が必要**となります。既に特定金属類の売買等をしている既存業者の方も**令和7年6月30日までに許可の申請をしなければなりません。**

本条例の詳細は
コチラ!!



県警HP
「千葉県特定金属類
取扱業関係」



《条例の規制対象品となり得る品目(一例)》

- | | | | |
|-----|--------|-------|---------------|
| 敷鉄板 | グレーチング | マンホール | ※このほかにも… |
| | | | ○電線 |
| | | | ○足場板 |
| | | | ○消火栓の蓋 |
| | | | ○防火水槽の蓋 など |

サイバーセキュリティ月間

2月1日(土)~3月18日(火)

個人情報やクレジット情報等を盗み取るフィッシング詐欺、スマホ決済の不正利用等サイバー犯罪が後を絶ちません。

- メールの添付ファイルや本文中のリンクに注意する。
- パスワードは長く複雑にして、他と使い回さない。
- 外出先では紛失・盗難・のぞき見に注意する。

など情報セキュリティ対策を心掛けましょう。

